

京丹後市職業能力向上支援補助金

— 受講料の1/2を補助します —

1. 対象となる方

下記①～④のすべてに該当する市民の方（市内に住所を有している方）です。

- ① 受講する年度の年度末（受講終了後の3月末）時点で満60歳以下であること。
- ② 受講にあたり受講料を自費で負担したこと。（勤務先が負担する場合は申請できません。）
- ③ 下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当すること
(ア) 対象となる研修の受講開始日時点で事業所に勤務している。
(イ) 対象となる研修の受講開始日時点で事業を営んでいる。
※市外で事業を行っている場合は、京丹後市市民税の納税義務者であること。
(ウ) 対象となる研修の受講開始日時点で離職していて、補助金の申請日までに公共職業安定所への求職手続きを行った。
※ハローワークカード求職番号の記入をお願いします。
- ④ 市税等（市税、延滞金及び督促手数料）を滞納していないこと。

2. 対象となる研修

下記の研修のうち、資格や技術を習得する研修で、市長が対象と認めた研修です。

※ただし、特定の会員を対象とするものや、趣味又は健康増進を目的とするものは除きます。

- ① 職業訓練法人丹後地域職業訓練協会が実施する研修
- ② 京丹後市商工会が実施する研修（京丹後市職業訓練校の研修は除く）
- ③ 公益財団法人丹後地域地場産業振興センターが実施する研修
- ④ 中小企業大学校、京都府中小企業技術センター等が実施する研修



3. 補助金の額

補助対象となる研修にかかる受講料の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）です。

ただし、1人につき2万円／年度を上限とします。

※教材費は対象外となります。

※予算との関係から、上記の率を下回ったり、交付されない場合があります。

4. 申請方法

受講修了後、「京丹後市職業能力向上支援補助金交付申請書」に

- ① 研修の主催者、内容、受講料の確認が出来る書類（チラシ等）
- ② 研修修了証書等の写し
- ③ 受講料の領収書の写し



の3点を添付し、速やかに商工振興課または各市民局まで提出してください。審査後、交付決定したものに付きましては、文書で通知するとともに補助金を交付します。最終の申請締め切りは、受講した年度の3月末日です。